

# 第2号議案

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

2022年度事業計画（案）について

2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、全国で「緊急事態宣言」等が発令され、人々の往来や生活が大きく制限されることになった。そのことにより、人々の生活の質は大きく低下し、中でも社会的に弱い立場にある人々の生活は一層厳しさを増している。また、福祉サービスの利用にも影響を及ぼし、担い手不足がより深刻化する中、必要なサービスが受けられない事態も発生してきた。

一方、この様な中でも少子高齢・人口減少は急速に進み、また、コロナ禍による失業や業務の自粛などで生活困窮者等が増大し、人々の生活を守るセーフティネットの在り方が問われている。さらに、コロナ禍が起因するような新たな差別や格差、貧困、引きこもり、孤立などの福祉課題も顕在化するようになり、市町域での地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制の整備が早急に求められている。

このような情勢の中、本会は社会福祉専門職の職能団体として1993年7月に創設し、29年目を迎える。この間、公益社団法人日本社会福祉士会の連合体組織の一翼を担い、そして職能団体として、会員の地位向上や職域拡大、資質向上を目指し、また、県民の社会福祉の充実を図るとともに、社会貢献に取り組んできた。本年度も社会情勢の変化と県内の地域状況に対応した活動を展開するとともに、SDGsの「すべての人に健康と福祉を」の目標や「地域共生社会」の実現に向けて、権利擁護活動や地域包括ケア推進の過程で明らかになった課題や新たな福祉課題、生活課題に積極的に関わり、行政そして地域社会に本会の存在を発信していく。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で会運営や新たな会員確保事業、研修事業への取り組みが十分にできなかつたことを踏まえ、2022年度は感染防止の取り組みを進めながら、また新たな生活様式を念頭に置きつつ、会員の資質向上のための研修の実施、そして、会員本意の事業推進及び会運営を進めていく。

## 1. 地区ブロックの活性化

会員の一番身近な活動の場、集いの場である県内7地区でのブロック活動を積極的に推進する。会員相互の交流を図りながら、地域の特性を生かした活動を展開し、地域の福祉サービスの向上と発展に資するとともに、ブロック活動の強化を進めていく。

## 2. 生涯研修制度及び生涯研修センターの充実

自己研鑽としての「生涯研修」や認定社会福祉士の取得等を支援するため、研修内容の充実、及び研修に関わる講師、スタッフのレベルアップを行い、会員のための生涯研修の充実を図る。

## 3. 専門委員会及び会員サービスの向上

本会では、17の専門委員会が分野ごとに社会情勢の変化に応じた研究に努め、様々な活動を行っている。すべての会員が何らかの委員会に属するような運営を目指すとともに、会員間の交流を図り、自己研鑽を積める環境づくりをすすめる。また、県内の様々な専門職団体とのネットワークを強化し、会員の各市町域での日々の活動の連携支援に繋げていく。

## 4. 各種予防事業の取り組み

2021年度災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者の個別避難計画作成の促進に係る各種事業が強化される見込みである。害時を見越した継続性のある支援を考える必要が認識されている。

虐待防止や自殺予防、住宅確保要配慮者の居住支援など、多様な生活課題を抱える対象に対して、福祉サービス利用の予防に資する事業開発に取り組む。

## 5. 「第2期中期計画 2025」の推進

「兵庫県社会福祉士会・第2期中期計画 2025」に沿って、会員の拡充や組織力の向上を図り、会員サービスの向上さらには県民の福祉ニーズに応えられる、信頼される団体として活動を推進していきます。特に魅力ある会づくりを目指し、新規会員の増加、退会者の防止に努める。

## 6. 事務局体制の強化

会員のための研究、研修会の開催をはじめ、交流・親睦などの会員サービス向上や新規会員加入促進など組織力を向上させるために、事務局の組織強化、安定化を図っていく。また、財源確保として積極的に県や市町等からの事業を受託するとともに、新たな財源確保の検討やそれに対応できる事務局の体制整備を図っていく。

## 1 方針

福祉実践に役立つ質の高い研修を提供することで、社会福祉の発展に貢献する。  
感染対策等を講じた安心・安全な研修を企画し、持続可能な運営体制を確立する。  
本会における各種研修・行事が円滑に開催されるよう、企画運営に協力する。  
研修等を通じて会員同士のつながりを深め、本会の魅力を広く発信する。

## 2 重点課題

- (1) 会員のニーズに応じた研修の実施
- (2) オンラインを活用した研修等の質の向上と会員外も含めた情報発信
- (3) オンラインを活用した研修運営技術の獲得とブラッシュアップ

## 3 事業内容

- (1) 福祉専門ゼミナール「こうのとりゼミ」の企画運営
- (2) 「マインドフルネス連続講座」の企画運営
- (3) 会員交流事業として「納涼会」「忘年会」の企画運営
- (4) こうのとり通信や Google フォームを活用した研修ニーズの把握
- (5) 認証研修や基礎研修、各ブロック主催の研修・行事の運営協力
- (6) 研修委員会の開催

## 1 方針

調査研究委員会は、楽しく自己研鑽を重ねる委員会を目指す。

社会福祉士は、社会資源の掘り起こしと開発・促進をすすめながら、生活改善に向けた相談援助・支援を、確かな信頼と実践力によって示すことが期待されている。その責任を認識し、社会福祉士としての専門性を發揮し、存在価値を示していくことが重要である。その実践には社会福祉士としての資格の応賛性が非常に重要になる。

そこで本年度は、社会福祉士が実践研究を学ぶ場、発表の場を提供し、社会福祉ニーズへの対応のあり方を発信することによって、社会福祉士としての自覚と責任、そして社会的役割を認識する機会を作る。

## 2 重点課題

会員が研究・実践報告の方法を学び、発表の場を提供することで、相互の社会福祉士としての認識と啓蒙をはかる。特に兵庫県で社会福祉士が活動している状況をリアルに会員に報告していくためにも、実践研究の方法を学ぶ研修、実践研究報告会を開催する。コロナウイルス感染拡大予防の観点からも Zoom 等による実践研究発表支援も柔軟に取り入れる。

## 3 事業内容

- (1) 「実践研究発表会・トークセッション」の開催
- (2) 実践研究発表等の例題の少なさから、インタビュー形式でその背景を探る
- (3) 今後の活動について方向を定める。

## 1 方針

社会福祉士の資格取得を目指す方を対象とした受験対策講座の開講・社会福祉士養成校への講師派遣・各ブロック主催の自主ゼミへのチューター派遣等、受験のサポートを行い、試験合格者に対して本会入会の促進・組織力向上につなげる。

本会会員から受験対策講座の講師を募り、委員会活動などの経験を経て、講師を担う人材を確保し、継続的により質の高い受験対策講座が開催できるようにするとともに、社会福祉士の資質の向上に寄与し、委員会活動の活性化を図る。

これらの委員会活動を各ブロック、社会福祉士養成校、近畿ブロックの各府県士会とも連携し、幅広く社会に貢献する活動を発展させていく。

## 2 重点課題

- (1) 集合型とオンライン双方に対応した国家試験受験対策講座の開催
- (2) 会員の継続学習とスキルアップの機会
- (3) 各ブロックや社会福祉士養成校等との連携
- (4) 入会促進

## 3 事業内容

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座の開催  
2022年8～10月・神戸会場（5日間）
- (2) 国家試験全国統一模擬試験の開催
- (3) 社会福祉士養成校・各ブロック主催の自主ゼミへの講師・チューター派遣
- (4) 社会福祉士国家試験受験対策・直前対策講座  
2023年1月（オンライン）
- (5) 試験解答速報への取り組み
- (6) 社会福祉士受験対策講座の講師育成支援等に関する事業
- (7) 入会促進事業の実施
  - 試験当日の受験生激励（広報誌等の配布）
  - 合格祝賀会の開催
  - 学生割引の実施
- (8) 他府県社会福祉士県士会との連携（可能な範囲で実施）
  - ①近畿ブロック国試対策委員会連絡会、合格祝賀会への参加による相互交流、情報交換
  - ②近畿各府県及び隣接県の府県士会に講座の開催要項を送付
- (9) 社会福祉士国家試験対策委員会定例会の開催（月1回程度、集合型・オンライン）

## 1 方針

本会の活動や福祉に関するトピックを広く紹介する広報誌を発行し、県民に本会の活動や福祉の情報を幅広く発信する。また、本会ホームページやFacebook等においても、今後も積極的に更新し、会員は当然のこと、福祉に関わる専門職や県民にとって必要な情報を提供する。

会員機関誌「こうのとり通信」を年4回発行し、本会の事業及び各ブロック・委員会の魅力ある取り組みを伝え、会員の活動意欲を高める。そのために、会員機関誌の内容充実をより一層図る必要がある。

「メーリングリスト」では本会主催のイベントや委員会活動などを周知し、会員交流のきっかけづくりとなるよう努めると同時に、メーリングリスト登録者数も増加するよう、会員機関紙やFacebookを用いて周知を行う。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き委員会の開催は原則オンライン開催とするが、必要に応じて適宜参集して開催する。

## 2 重点課題

- (1) こうのとり通信及び広報誌の内容の充実
- (2) ホームページ及び本会Facebookの内容充実と積極的な更新
- (3) メーリングリスト登録者数の増加
- (4) 各委員会・各ブロックとの連携強化
- (5) 社会福祉士及び社会福祉士会の魅力の可視化及び発信

## 3 事業内容

- (1) 兵庫県社会福祉士会ホームページの運営
- (2) 会員機関誌「こうのとり通信」を年4回発行
- (3) 広報誌「Pocket」の発行
- (4) 会員機関誌・ホームページ・広報誌での広告スペースの提供
- (5) 兵庫県社会福祉士会メーリングリスト(ひよこメーリングリスト)の運営
- (6) 広報委員会の開催

## 1 方針

昨年度は「福祉なんでも相談」を活動の要とし、相談事業の継続・充実を図ることに加え、委員会メンバー同士の情報交換を密にし、それぞれの職場での相談スキルの向上を図ることも活動の目的とした。しかし、一昨年からのコロナ禍の影響で、集合しての定例会・勉強会が開催できず、オンラインでの定例会の開催が主であった。

このような中ではあったが、福祉に関する相談援助に必要な知識向上と専門性を高めスキルアップを図るために、オンライン勉強会と「委員会内相談業務座談会」を実施した。また一昨年度から始めた県士会会員向け「何でも話そう座談会」では、経験交流と情報の共有、ネットワークの構築を図ることができた。今後も相談委員会活動の周知と共に人材の育成を視野に入れ、委員の増員、活動の拡大に努める。

## 2 重点課題

- (1) 「福祉なんでも相談」の広報活動
- (2) 相談員メンバーの専門分野の確立、役割分担の確認
- (3) 内部研修の充実（相談・面接・傾聴のスキルアップ含む）
- (4) 制度改正などにともなう情報交換や経験交流会の開催
- (5) メンバーの増員

## 3 事業内容

### 事業1

- (1) 「福祉なんでも相談」の実地 毎月第2土曜日 午後1時から4時
- (2) 定例会 勉強会 年6回（予定） 第2土曜日 午後2時から4時  
オンラインにて参加も可能
- (3) 役員会 年5回（予定） 第2土曜日 午後1時から2時  
オンラインにて参加も可能
- (4) 研修  
内部研修 年6回 相談員のスキルの向上、質の確保を図る。  
委員会内での相談業務座談会の開催

### 事業2

- (1) 「何でも話そう座談会」 県士会会員全体向け  
3月12日（土）午後1時半～3時半 ハイブリッド開催（予定）

## 1 方針

本委員会は、多様な実践現場における福祉専門職としてのかかわりを振り返り、日ごろの実践をソーシャルワーク理論に基づき再考していくことで、専門職としての立ち位置の確認につながる事業を実施する。

基礎研修修了後の会員を含め広く実践検討の場を提供することにより、社会福祉士の資質向上のための取り組みを行う。

## 2 重点課題

- (1) 多様な実践事例を取り上げ、ソーシャルワークの理論に基づいて検討、言語化、理論化できるよう相互に学び合う。
- (2) 学習会参加者が自身の実践を専門性の高いものにしていけるよう、意見交換や相互支援が受けられる場を提供する。また、日常の職場を離れ、立場の違う社会福祉士との交流により多角的な視点を持てる機会をつくる。
- (3) 「実践報告会」への協力。報告者が事例について多様な視点からのアセスメントが行えるような場を提供する。

## 3 事業内容

### (1) 委員会・学習会の開催予定

委員会：奇数月の第2日曜午前10:00～10:30

学習会：奇数月の第2日曜午前10:30～12:00

2022年度は社会情勢に合わせながら、オンラインと従来の集合形式の併用を検討する。

場所については兵庫県社会福祉センターを主の活動場所としながら、目的に合わせて使用場所を検討していく。

(日時場所共に予定であり、変更の可能性あり。)

予定については随時ひよこメール、こうのとり通信等で周知する。

実践報告会にむけての事例持ち込み検討については、あらかじめ利用者家族の同意を得ていること等、倫理面での配慮がなされていることを前提に、事前にメール等で問い合わせを受けて行う。

### (2) 研修会開催

適時「ソーシャルワークを理解する」ことをテーマに開催予定。

可能な限り参加費無料で、専門分野を問わず、社会福祉士の実践から学びあう場とする。

### (3) 講師派遣

関係事業所などからの講師依頼があった場合は、委員会メンバーから講師選定をして随時派遣する。

## 1 方針

2021年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルスのさらなる感染拡大の影響により、開催時期・開催回数・受講者定員等に影響を受けつつもこれまでに引き続き、『高齢者虐待対応力向上研修』『障害者虐待対応力向上研修』の主管を兵庫県より受託し、習熟度や行政機関、サービス事業所など対象者別にプログラムを委員会会員中心に弁護士会の協力を得、集合研修のスタイルで実施することができた。

高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法が整備され、虐待の通報・発生件数が年々増加する傾向にあり、新聞・テレビなどで虐待に関する報道も増えている状況にある。

令和4年度からは障害者虐待については虐待防止研修の実施、虐待防止責任者の設置等が事業所に義務付けられることとなった。

これらの影響もあり、現在、県や市町では虐待防止に関する研修や事例検討会などに積極的に取り組む姿勢がみられるようになっている。

本会に対しても、虐待防止、虐待の早期発見・早期解決に資する取り組みが強く望まれている。

2022年度の重点課題は、前年度に引き続き県下市町及びサービス事業所への虐待防止と虐待対応力向上の推進である。

法人の理事や事業所の管理者を対象とした『虐待対応研修特別プログラム』実施や弁護士会と協働設置している虐待対応専門職チームの活用促進、行政やサービス事業所など対象者に応じた研修プログラム充実化を図り、虐待防止に資する委員会活動を行いたい。

行政職員の虐待対応力にも県下自治体によりばらつきが大きく、平準化していくことも必要と思われる。そのための取り組みとして、自治体職員に特化した研修を打つことも検討が必要と思われる。

## 2 重点課題

- (1) 「虐待対応専門職チーム」機能強化
- (2) 市町への専門職チーム活用促進
- (3) 委員会メンバーの増強
- (4) 研修講師の発掘と講師の質の向上
- (5) 委員会メンバーの知識・スキルの向上

## 3 事業内容

- (1) 虐待対応研修特別プログラムの実施
- (2) 兵庫県委託事業「高齢者虐待対応力向上研修」の運営
- (3) 兵庫県委託事業「障害者虐待対応力向上研修」の運営
- (4) 高齢者虐待対応研修（認証研修）の実施
- (5) 契約に基づく県下市町への「虐待対応専門職チーム」メンバーの派遣
- (6) 神戸市ワーキングチームへの「虐待対応専門職チーム」メンバー派遣
- (7) 「高齢者・障害者のための弁護士電話法律相談」への相談員派遣
- (8) 虐待防止研修講師派遣依頼への積極的な対応

## 1 方針

- (1) 2021年10月より非常事態宣言が解除されたが、被後見人等ご本人が施設や病院に入所・入院している場合、多くのところで未だ面会禁止や面会制限が行われている。ぱあとなあでは、被後見人本人の生活状況の把握や身上配慮のために月1回訪問し、ご本人と面談することを基本的な実務として示されているが、このような状況下においては、ご本人の居所の対応に則り、必要に応じた対応をお願いしている。しかし、成年後見制度を必要とする事案は途切れることも無く、家庭裁判所からぱあとなあ兵庫への後見人等候補者推薦依頼は、2021年3月～9月迄に月平均20件にもなっている。成年後見人材育成研修も2021年度は40名の会員が受講されている。昨年に引き続き未成年後見人養成研修にもオンライン研修ではあったが、兵庫県会員8名含め40名の参加を頂いた。
- 2022年度は、名簿登録者500名を予想し、各エリアにおいての班長・エリア長の支援体制もより必要となっている。今後も県内の各エリアで、オンラインと集合の両方で名簿登録者研修会を開催し、後見活動上の専門知識や事例検討などを通して、情報交換することによって、運営委員・会員仲間との顔の見える関係作りに心掛け、受任者支援が出来る様にしていく。一人でも多くの方に受任して頂き、成年後見制度が必要な方々に専門職団体として応えて行ける様に活動していく。
- (2) 政府において、2017年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、これにより市町村は基本計画を懸案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本計画を2021年度までに定めることとされている。その準備段階より三専門職団体が参画することが要請され、兵庫県の三専門職団体としても合同して積極的にこれに参画している。県内の各市町において、未だ計画の進んでいないところも多く見られ、兵庫県地域福祉課、家庭裁判所、兵庫県社会福祉協議会などと協力し積極的に対応していく。
- (3) 2022年度は、成年後見人育成研修・名簿登録研修、意思決定支援研修、成年後見実務研修を開催すると共に、未成年後見人材育成研修の開催も予定する。

## 2 重点課題

- (1) 新規名簿登録者へのサポートと受任活動者への後方支援  
(2) 引き続き登録者研修会を充実し、顔の見える活動を重視する  
(3) 成年後見利用促進基本計画における県・市町・家裁との協議に三士会と連携して参画する

## 3 事業内容

- (1) 成年後見人等の養成と研修  
「成年後見人材育成研修」「名簿登録研修」「実務研修」「意思決定支援研修」の実施
- (2) 名簿登録者への支援  
・ぱあとなあエリア別登録者研修会の充実（エリア毎に最低3ヶ月に1回実施）  
・ぱあとなあ名簿登録者の「継続研修」の実施  
・全体会の開催（年1回）  
・成年後見活動報告書チェックと後見受任状況の把握（2月）  
・未成年後見受任の為の体制整備（未成年小部会の開催と専門職ネットワーク会議の開催）
- (3) 家庭裁判所への候補者推薦とぱあとなあ兵庫の運営  
・ぱあとなあ名簿登録  
・家裁への候補者推薦、連絡、調整、登録者名簿の提出  
・運営委員会の開催（毎週第四土曜日の午前）
- (4) 関係機関、団体との協力活動  
・神戸家庭裁判所との定期連絡会の継続  
・各市町の成年後見支援センターからの委員派遣  
・家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等関係機関との連携  
・福祉施設、関係事業所、一般の方からの電話相談、申立の相談、講師派遣  
・都道府県ぱあとなあ連絡会参加  
・近畿ブロックぱあとなあ担当者会参加

## 1 方針

地域包括支援センターは2006年度に創設され、来る2025年を目標とした地域包括ケアシステム構築に向けた実践の拠点として、その役割が強く求められている。兵庫県下での地域包括支援センターの活動は、そのシステム構築を目指して地域包括ケア推進、地域共生社会の確立を進めてきているが、一律に目標が達成できている状況ではない。その中でも、当初求められていた総合相談は相談内容が多様化し、介護相談、虐待対応も複雑化している。制度改正では、地域支援事業が見直され実施されるなど、業務の広範囲化や対応の困難さが見えてきた一方で、設置者による自己評価を通じた事業の質の向上も義務付けられている。

2020年2月ごろよりコロナウイルス感染拡大防止のためにさまざまな活動が抑制され、緊急事態宣言も繰り返し出される環境下で、新たな個別支援、地域支援の在り方を模索し続けている。それらの対応を巡って行政との連携や関連機関との協働についても課題を抱える状況となっている。

このように、地域包括支援センター職員への継続的な支援が必要な一方で、職員の離職率が高いなど、職員体制への支援の強化が必要となってきている。当委員会では、県の委託事業である困難事例対応力向上委研修をはじめ、管理者研修を開催するなど、当該センターに配置された社会福祉士を始め三職種等が、本来期待されている役割を円滑に遂行できるよう支援を行う。それと共に、高齢者虐待対応専門職チームや多職種との連携協働を図りながら、引き続き委員会での情報共有や各種研修、当事者間の交流など地域活動を推進していく。

## 2 重点課題

- (1) 地域包括支援センター職員向け研修の充実
- (2) 地域包括支援センター運営協議会への参画
- (3) 高齢者・障害者虐待対応委員会及び他委員会との連携

## 3 事業内容

- (1) 地域包括支援センター支援委員会の開催（3ヶ月に1回）
- (2) 研修会の企画・実施（新任研修、離職防止のための研修、その他）
- (3) 各ブロックとの合同情報交換会の開催
- (4) その他、地域包括支援センターの社会福祉士に対するバックアップ機能の強化

## 1 方針

こども家庭支援委員会では子どもの権利条約や、改正された児童福祉法で謳われている「こどもの最善の利益」を第一に据え、社会福祉士が「こども家庭福祉分野におけるソーシャルワーカー」として、求められている活動に対応できる体制を構築・維持していくことを目指し委員会活動に取り組んでいる。

こども家庭支援委員会の活動に参加する委員は、年々様々な児童福祉の分野で活躍しているソーシャルワーカー等が増えてきてメンバーが充実してきている。今後、職能団体として行政や地域社会と連携・協働したり働きかけていけるようさらに委員会活動の幅を広げていきたい。

## 2 重点課題

- (1) スクールソーシャルワーカーの育成支援
- (2) こども家庭支援分野で活動する支援者の育成支援、研修交流を通じた連携強化
- (3) 保育ソーシャルワークに関する現状把握と論点整理
- (4) 県や市町、各種団体からの「子ども」、「専門職派遣」に関する委員参画の要請への対応
- (5) 未成年後見制度に関するぱあとなあ小部会への活動の協力

## 3 事業内容

- (1) スクールソーシャルワークに関する研修実施
  - ・スクールソーシャルワーク研修
  - ・スクールソーシャルワーカー養成研修（認証研修）
  - ・研修を通じたS S W同士の交流促進
- (2) こども家庭支援分野で活動する支援者の育成支援、研修交流を通じた連携強化
  - ・子どもの育ちを支援する支援者向け研修実施
  - ・児童家庭支援センターとの交流学習会 企画実施
- (3) 保育ソーシャルワークに関する意見交換、就学前支援に携わる専門職との連携をアクションリサーチによって課題抽出・論点整理を行い、社会福祉士としての取り組み方を検討する。
- (4) 県や市町、各種団体からの「子ども」、「専門職派遣」に関する委員参画の要請への対応
  - ・ヤングケアラー居場所へのスタッフ派遣
  - ・県教育委員会との連携
  - ・ハーグ条約（裁判所執行官の子ども引き取り立会い）対応・対応できる委員会メンバーの養成
- (5) 未成年後見制度に関するぱあとなあ小部会への活動の協力

## 1 方針

本委員会では、社会福祉士の人材確保に重点を置き、以下の事業を行う。

施設・機関における相談援助実習指導者は、転職や法人内異動などに伴い流動的であるため、継続的な養成が求められている。本会主催の実習指導者講習会をはじめ継続して実習指導者養成を行う。

社会福祉士養成課程に在籍する学生に、現役で活躍する社会福祉士が直接語りかけることでより具体的な社会福祉士像を見せ、理解を深める活動も重要と考えている。2021年度の「大学との連携事業」は、ライブでのオンラインで開催となつたが、実施した養成校で好評なため、引き続き養成校の授業などに参加する機会を増やすよう努めていく。

また、兵庫県下の社会福祉士養成校より「優秀実習施設・実習指導者」を推薦頂き、社会福祉士実習教育支援者研修にて「優秀実習施設」として表彰した。今後も実習指導者個々のスキルアップや組織として実習指導にあたる体制強化を支援し、本会独自の「優秀実習先表彰制度」を続けていく。

## 2 重点課題

- (1) 実習指導者養成の継続
- (2) 社会福祉士実習教育支援者研修の開催
- (3) 社会福祉士養成校と実習指導者の連携支援
- (4) 社会福祉士養成校と連携し、学生と社会福祉士会会員の交流促進
- (5) 近畿各府県社会福祉士会との連携強化

## 3 事業内容

- (1) 社会福祉士実習指導者講習会を開催 2回 (120名) 11月下旬
- (2) 社会福祉士実習教育支援研修の開催 6月中旬
- (3) 社会福祉士養成校開催の学生交流会への委員派遣
- (4) 社会福祉士養成校連絡会を開催 12月中旬
- (5) 委員会（事業運営に関する話し合い）(2か月に1回程度オンラインにて開催)
- (6) 近畿ブロック実習担当者会議への参加 (4月・6月・10月・2月を予定)
- (7) 近畿ブロック研究・研修大会プレ企画への協力

## 1 方針

毎年恒例となっている集合研修「独立型社会福祉士実践報告会」は、2020 年度以降は新型コロナ感染拡大防止の観点より緊急退避的な対応としてオンライン開催としたが、県内全域だけでなく県外からも多数の参加があり、そのメリットを強く感じる機会となった。昨年と同様に引き続き新型コロナ感染拡大防止の観点からオンラインにて開催した。参加者も県内外から多数参加して下さり、実践報告者への依頼も多種多様な活動をされている県外独立型社会福祉士にお願いすることができるのもオンラインの特徴だと思われる。今年度も実践報告会については、昨年同様にオンラインでの開催を検討する。報告者は、兵庫県会員を中心に選定しながらも、兵庫県下で実践している独立型社会福祉士やこれから独立型を目指す方々にとって、有益な実践報告ができるように内容の研鑽を行っていきたい。尚、本研修は日本社会福祉士会独立型社会福祉士名簿登録の更新要件として開催基準を満たしていることを、県下および県外の会員にも周知したい。

また、一人での活動が中心となる独立型社会福祉士にとって、支援の指針とするべき倫理や行動規範は、常に振り返りを行うべき内容である。今年度も「倫理学習会」を開催して、倫理綱領・行動規範の振り返り機会として定着を図りたい。

また、本会会員を対象としたメーリングリストの拡大および例年通り年 4 回のメールマガジン配信を含めた各種情報発信していきたい。

## 2 重点課題

- (1) 学習機会・交流機会の提供（独立型社会福祉士に関する学習会の開催）
- (2) 関係機関・団体との連携  
（日本社会福祉士会、他支部独立型委員会、本会関連委員会等との連携）
- (3) その他、独立型社会福祉士の質の向上及び社会的認知度の向上に資する活動

## 3 事業内容

- (1) 独立型社会福祉士実践報告会（2022 年 7 月頃予定）
- (2) 倫理学習・交流会（2022 年 11 月頃予定）
- (3) 定例会（2～3 ヶ月に 1 回開催予定）
- (4) 日本社会福祉士会、他県士会の独立型社会福祉士関連行事への参加・情報交換
- (5) メールマガジン「夢ふうせん」の季刊配信ならびにメーリングリスト運営

## 1 方針

委員会への見学や研修の参加をきっかけに新たな委員を得て、定例委員会での情報交換や意見交換を行うことができた。近年は、複合的なニーズを持つ人たちの地域包括ケアが求められていることに鑑み、2022年度は本委員会においても、多様なニーズを持つクライエントや家族へのミクロ・ソーシャルワーク、ネットワークや組織運営を意識したメゾ・ソーシャルワーク、さらには社会資源の開発などのマクロ・ソーシャルワークの実践をも視野に入れた委員会活動を展開していく。障がい児・者福祉の従事者・家族のみならず、医療・高齢・行政などの多様な分野で活躍する委員によって、障がい福祉施策の動向や現場実践の現状・課題などについての情報交換・意見交換に力を入れていくとともに、委員会主催の学習会などによって、より実践的な知識・技術の習得に向けた学びを進めていく。

## 2 重点課題

- (1) 障がい児・者福祉に関心を持ち、多様な福祉現場で実践・活動している会員に委員会活動への参加を呼びかけ、委員会メンバーの更なる獲得を目指す。
- (2) 障がい福祉施策の動向や現場実践の現状・課題などについて情報交換・意見交換を行い、得られた知見を発信していく。
- (3) 実践現場における困難や課題について、実践的に学べる学習会を実施する。

## 3 事業内容

- (1) 偶数月の第2日曜日を定例委員会の開催日とし、障がい児・者福祉に関する情報交換・意見交換を行い、委員の見識を深める。
- (2) ホームページ、メーリングリスト、「こうのとり通信」を通して障がい福祉に関する情報などを発信していく。
- (3) 委員会メンバー及び他の会員が障がい福祉に対する理解を深めるとともに、実践力を高めていくよう、実践現場における困難や課題を取り上げた学習会を年2回の予定で実施する。

## 1 方針

障がい者・高齢者など、更生支援の必要な人々への対応と実践を、委員会として可能な範囲で検討しながら、本来の更生保護にも視野を広げていく。

矯正施設からといった出口支援だけではなく、特に被疑者・被告人といった入口支援に力を入れていく。そのために県弁護士会と連携を模索しながら、寄り添い社会福祉士の取り組みを実施する。

## 2 重点課題

- (1) 更生支援における支援技術の検討と、それを担う社会福祉士の育成（養成研修の検討）
- (2) 更生支援の窓口としての機能を担う。特に入口支援と出口支援を担う寄り添い社会福祉士を担えるソーシャルワーカーの養成を図る。
- (3) 弁護士会及び地域生活定着支援センターとの連携を模索する。

## 3 事業内容

- (1) 2ヶ月に1回の委員会開催
- (2) 年1回のフォレンジック・ソーシャルワーク研修の開催（コロナの状況によっては遠隔で開催）
- (3) 更生支援に係る相談が（会員・弁護士・行政・一般市民等から本会に寄せられた場合の対応）
- (4) 寄り添い社会福祉士の取り組み
- (5) 県弁護士会触法障害者等の弁護・支援P.Tへの出席

## 1 方針

2008年度より「精神障がい者等退院支援チーム」を組織化し、退院支援アドバイザーを配置するとともに、県下の退院支援員の活動を支援するため、情報交換や学習会を開催してきた。

2014年度より同チームをさらに発展させ、「地域移行支援委員会」を設置し、地域移行に関する調査研究を行うとともに、地域移行支援会議や研修会等を開催し、退院支援員や地域移行推進員等の活動の支援を実施してきた。

2022年度は、前年度までの精神科病院等の虐待事件の検証と障害者の権利擁護や退院支援の活動を継続し、研修会等による情報発信と兵庫県精神保健福祉協会等の7団体とのネットワークの強化に努める。

## 2 重点課題

- (1) 地域移行に関する情報収集や啓発、研修会の開催
- (2) 神戸市および伊丹市、尼崎市等に勤務する退院支援員や地域移行推進員等に対する助言、支援（地域移行支援会議の開催）
- (3) 兵庫県精神保健福祉協会等7団体とのネットワークの強化

## 3 事業内容

- (1) 退院支援員及び地域移行推進員等に対する助言、支援
- (2) 地域移行支援会議の開催（おおむね2カ月に1回）
- (3) 地域移行に関する研修会や専門研修の企画、運営（拡大学習会等）
- (4) 関係機関とのネットワークの構築（精神保健福祉士協会等7団体との定例会）
- (5) その他地域移行の推進に貢献する事業

## 1 方針

2015年度に施行された生活困窮者自立支援法は、支援の対象者を限定せず、生活中に困窮している人に対して、生活保護を受給する前段階で支援することで、生活上の課題が複雑化、深刻化する前に、どのような解決方法があるのかをいわゆる「伴奏型支援」により一緒に考え、自立促進を図ることが期待されている。

「生活困窮」は「経済的困窮」だけではなく現在の社会保障制度や福祉制度やサービスでの隙間で、十分対応できない複合的な課題である。今回、新型コロナ禍により、「新たな日常」を送るうえでの多くの生活課題が明らかになった。国は、「地域共生社会」を構築するため、社会福祉法を改正し、市町村において「重層的支援体制」を整備し、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援、③地域づくり支援、を各市町はそれぞれの地域の実情に応じて実施していくが、今年度はまさに本格的にスタートの年に当たり、担当相談員などの支援は必要である。

当委員会は今年度発足8年目を迎える。委員会は、生活困窮者自立相談支援機関の相談援助業務に従事する方はもちろん、生活保護法及びホームレス支援特別措置法等の支援に基づく相談援助や、地域生活支援、権利擁護、就労支援に携わる従事者の参加を広く呼びかけながら、地域ネットワークづくりを促進する。

なお、当委員会が実施してきた認証研修である「滞日外国人ソーシャルワーク研修」は今年度の実施を見合わせる。新型コロナ禍にあっては、外国人の入国規制等で先行きが依然として不透明であるが、介護分野での受け入れ等のニーズもあり、滞日外国人をめぐる生活課題がますます複雑化していることから、支援団体との情報共有やニーズの把握については今年度も継続する。

## 2 重点課題

- (1) 地域共生社会を進めるために生活困窮者支援に関する啓発・実態把握
- (2) 生活困窮者自立支援法にかかる主任相談支援員等に対する支援
- (3) 本制度の動向にかかる情報提供等
- (4) 近畿ブロック内の社会福祉士会と連携した「滞日外国人支援」にかかる組織化推進

## 3 事業内容

- (1) 定例委員会の開催（2ヶ月に1回）＊集合またはリモート方式を適宜選択し実施
- (2) 生活困窮者支援や「重層的支援体制整備事業」に関する研修実施（年1回）
- (3) 武庫川河川敷における巡回相談への参加協力および関係機関とのネットワークの構築  
(弁護士会や支援NPO等との連携)
- (4) 近畿ブロック内の社会福祉士会と連携した「滞日外国人支援」にかかる情報共有。
- (5) 本会の他の専門委員会との連携
- (6) 居住支援協議会および住宅確保要配慮者支援活動への協力
- (7) その他各種の支援にかかる事項

## 1 方針

2018年度から実施している認証研修「災害支援活動者養成研修」はコロナ禍で中止・延期となったが、2022年度はオンライン形式での開催を予定している。

また、近畿ブロック大会のプレ企画として、研修修了者を主な対象としたフォローアップ研修もコロナ禍で中止となるなか、2021年度は拡大学習会を開催し、災害支援活動者等のフォローアップを行った。

2021年度は、大雨・長雨による影響から、7月は熱海土石流災害、8月は西日本を中心に大雨災害が発生したが、今後の情報収集・発信の仕方、広域での支援体制の構築など今後の取り組みに生かしたい。

県からの委託事業については、2018年度より「防災と福祉の連携促進事業」が実施されており、2022年度も事業委託等に協力していく。

本委員会としては、災害支援体制の構築を図り、災害支援活動者登録制度の運営（発災時対応、研修運営）、「災害支援マニュアル」の策定に取り組むとともに、兵庫県DWATへの参画に向けて検討し、災害支援活動を通じて、他の職能団体と連携して県内外への地域貢献を行っていく。

## 2 重点課題

- (1) 災害支援体制の構築（災害支援活動者登録制度の運営）
- (2) 災害支援活動者等へのフォローアップ研修（拡大学習会等の実施）
- (3) 「災害支援マニュアル」の策定（作業部会の設置）
- (4) 「災害支援活動者養成研修」・「福祉専門職対象防災対応力向上研修」への協力
- (5) 兵庫県DWATへの参画に向けた検討

## 3 事業内容

- (1) 災害支援体制の構築（災害支援活動者登録制度の運営）
- (2) 災害支援活動者等へのフォローアップ研修（拡大学習会等の実施）
- (3) 「災害支援マニュアル」の策定（作業部会の設置）
- (4) 「災害支援活動者養成研修（認証研修）」（近畿ブロック合同開催）への参加・協力
- (5) 近畿ブロックへの参加・協力（広域支援体制の検討、近畿ブロック災害支援チーム会議）
- (6) 「福祉専門職対象防災対応力向上研修」への参加・協力
- (7) 兵庫県DWATへの参画に向けた検討（他県の情報収集・関係者会議等の開催）
- (8) Facebook、マーリングによる「兵庫県社会福祉士会災害支援委員会」の運営（情報発信）

## 1 方針

生涯研修担当理事を中心に、各種研修を企画・実施している委員会や地区ブロックと定期的に生涯研修センター運営協議会を開催し、日本社会福祉士会から委託された基礎研修の企画・運営を担うとともに、認定社会福祉士の認定を受けるために必要な認証研修（共通専門研修・分野別専門研修）の企画やスーパービジョン体制の構築などの整備を行う。また、認定社会福祉士取得に向けた広報を積極的に行うとともに、研修情報の把握・日程調整、会員への迅速な情報提供ならびに本会開催研修における会員の研修履歴の管理などを行う。

## 2 重点課題

- (1) 生涯研修制度における基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの円滑な実施  
(基礎研修運営プロジェクトチームの組織化)
- (2) 認証研修の企画・スーパービジョン体制の構築
- (3) 認定社会福祉士取得に向けた積極的な広報
- (4) 生涯研修センター運営協議会の定期的な開催（研修情報の把握・日程調整等）
- (5) 本会開催研修における会員の研修履歴の管理

## 3 事業内容

- (1) 生涯研修制度における基礎研修及び認証研修の企画・運営・スーパービジョンの調整
- (2) 基礎研修運営プロジェクトチームの組織化
- (3) 生涯研修センター運営協議会
- (4) 本会が開催した研修における会員の研修履歴の管理

## 1 方針

社会福祉専門職であるソーシャルワーカーの社会的認知を高め、ソーシャルワーカーに対する関心と理解を広げる。ソーシャルワーカーに関する各団体同士の一層の連携強化を図り、それぞれの活動を相互に支援することを目指す。

## 2 重点課題

- (1) コロナウィルス流行により、感染防止のため WEB により実施する
- (2) 効果的な広報の実施
- (3) 経済的な運営を目指す

## 3 事業内容

- (1) ソーシャルワーカーの啓発に関する事業  
YouTube、ホームページなど活用し、WEB 上により、シンポジウム、インタビュー、ソーシャルワーカーに関する講座などの動画を作成し配信する方法により実施する。
- (2) ソーシャルワーカーデイの効果的な実施に関する検討  
ソーシャルワーカー関係 5 団体（介護福祉士会、介護支援専門員協会、精神保健福祉協会、医療ソーシャルワーカー協会、社会福祉士会）によるコロナウィルス流行の状況について見通し不透明である状況下において、効果的な啓発事業に関する継続的な検討の実施。

## 1 方針

全国的に社会福祉士資格取得者の組織化率は年々低下する中、本会は重点的に組織力向上に取り組んでいるが、会員数は新型コロナの影響が大きく、2020年度は1774名と12名減少、組織率は15%台を維持しているものの、全国平均の18%台には及んでいない。

2021年度の会員数は1800名程度になると見込まれるが、本会の発展を中心・長期的観点から一層取り組む必要があり、第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会2025・5ヵ年発展計画」に積極的に取り組み、組織力向上を図っていく。

このため、組織力向上戦略会議（以下「戦略会議」という）において、入会促進及び退会防止策等について具体的な方策を検討し、実施していくとともに、2023年7月には、本会創設30周年を迎えるため、「30周年記念事業」の準備を進めていく。

また、未成年後見の方策（法人後見等）を検討するため、「子どもの権利擁護の研究プロジェクトチーム（子どもPT）」を再編し、新たに「未成年後見のあり方ワーキング（未成年WG）」を設置するとともに、「福祉テラス（仮称）」について検討を行い、事業化を図る。

## 2 重点課題

- (1) 入会促進対策及び退会防止対策の強化（会員数1850名、入会者100名以上、退会者50名以内目標）
- (2) 第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会2025・5ヵ年発展計画」の推進
- (3) 設立30周年記念事業の企画・推進（記念誌編纂会議・記念式典等の検討）
- (4) 「未成年後見のあり方ワーキング」による未成年後見の方策を検討
- (5) 福祉テラス（仮称）の検討・事業化

## 3 事業内容

- (1) 戦略会議の開催（年10回）
- (2) 入会促進対策及び退会防止対策の強化  
新入会員への説明会（はじめのいっぽ♪）6月予定（年1回）  
入会促進キャンペーン（春・秋）  
(入会者紹介・再入会者補助・後期会費の半額補助)
- (3) 第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会2025・5ヵ年発展計画」の推進
- (4) 設立30周年記念事業の企画（記念誌編纂会議・記念式典等の検討）
- (5) 「未成年後見のあり方ワーキング」の設置（法人後見等の検討）
- (6) 福祉テラス（仮称）の検討
- (7) ソーシャルワーク関係専門職団体との連携強化（SWDの企画・代表者会議・合同研修会の企画）
- (8) 会員組織の活性化（基礎研修OB会・青年部会の支援）
- (9) ソーシャルワーク実践の促進（実践報告会における会長表彰）